

第9回和歌山県景観条例等検討委員会 議事録

日時：平成20年6月3日（火）14:00～16:00

場所：アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

区分	氏名	所属	備考
委員長	西村幸夫	東京大学大学院工学系研究科都市デザイン専攻 教授	
副委員長	濱田學昭	和歌山大学システム工学部環境システム学科 教授	
委員	嘉名光市	大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 准教授	
	小浦久子	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学 准教授	
	坂本勲生	熊野本宮語り部の会会長	
	田中昭彦	田中・遠藤法律事務所長	
	津浦 裕	湯浅伝統的建造物群保存地区保存協議会委員	
	筒井洋和	社団法人和歌山県宅地建物取引業協会監事	
	中野久生	社団法人和歌山県建築士会会長	欠席
	藤本 弘	和歌山県屋外広告美術協同組合副理事長	
	前 秀明	高野町景観づくり審議会会長	
	山形毅章	和歌山ターミナルビル株式会社代表取締役社長	
	山田良治	和歌山大学観光学部地域再生学科 教授	
	事務局	松本兼一	和歌山県県土整備部都市住宅局長
向井直樹		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長	
上裕清吾		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課副課長	
吉田泰士		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課都市計画班長	
野口利也		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主任	
小松克之		和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課主査	
中塚 一		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所計画部長	
絹原一寛		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所主任	
西村 創		(株) 地域計画建築研究所大阪事務所	

○ 議事

● 和歌山県景観計画（素案）について

- ・ 前回委員会意見への対応
- ・ 景観計画（素案）

委員長 : 今回で第9回となり、景観計画も固まりつつある。

関連した話題として、近々観光白書が刊行される予定だが、その中で「観光地の約9割が何らかの規制が必要と回答している」という結果が出されており、本県でも熊野参詣道（中辺路）のような世界遺産として指定されたところでの規制誘導の必要性が示されている。またこの中では観光行動に関する詳細な分析も行われており、参考になりそうだ。

今後の予定としては、今日の意見を踏まえて、修正し、1ヶ月ほどパブコメ

にかけ、次回で景観計画を固めるということになる。

市町村に説明に入っているというスケジュールの説明があったが、どのような説明をしているのか。

事務局 : まだ完全に固まった案ではないので、本日の資料の概略を説明した。

委員A : それは市町村に早めに情報を提供しておいて理解を得たいということだろうか。

事務局 : その通りである。

委員A : 本日は特定景観形成地域に関する指定の理由や届出の範囲や基準といったところについて意見をいただければと思う。いかがだろうか。

委員B : 地元への説明などで何か意見が出ているだろうか。

事務局 : 地元の方々も古道の景観を守るために何らかの規制がかかることには一定の理解はある。しかし手続きが複雑化することは避けて欲しいとの声がある。

また放棄林などが増加するなど景観を保っていくことが難しい状況にあり、これに関する措置を考えて欲しいとの要望もあった。これについては県として農林など他の部局とも連携して手だてを考えていきたい。

委員C : 景観計画（素案）にある特定景観形成地域については、今後増えていくたびに計画の変更をしていくつもりなのか。毎回計画の変更をしなくても良いように、追加していく部分は別表とするなど工夫の余地があるのではないか。

事務局 : 特定景観形成地域については、対象行為や基準がそれぞれ異なることが予想されるので、新たに特定景観形成地域を指定するたびに変更という形をとりたいと考えている。

委員A : 変更をする際にはパブリックコメントも必要になるので、県民に広く公表する手続きを踏まえて変更することで、アカウンタビリティ（説明責任）を果たしていきたいという考えである。

委員D : 景観計画区域と特定景観形成地域の関係はどのようになるのか。除外になるのか、重なることになるのか。

事務局 : 重なることになる。

委員D : 特定景観形成地域では届出対象行為の範囲も変えているが、基準についても上乗せするという考え方か。そうであれば、全県で定めている基準と齟齬がないようにされたい。

委員A : 特定景観形成地域の方が細かい基準などをもち、厳しいものになる。

委員C : 景観計画（素案）の「行為の制限の基準」に景観資源の他に景観重要建造物・樹木も書かれているが、他ページでは、景観重要建造物・樹木は景観資源に含まれるということなので、あえて書く必要はないのではないか。

事務局 : 分かりやすくするため、景観重要建造物・樹木も記載した。

委員E : 景観計画（素案）の「行為の制限の基準」の国道 311 号沿道の位置・規模

の中に眺望景観への配慮が無いのは違和感がある。眺望に関する規制も必要ではないかと思う。

開発行為等の届出対象の面積規模、2,000 m²の根拠はどのようになっているのか。

「行為の制限の基準」の緑化に関する記述は周辺との調和を図る、ということだけにとどまっているが、敷地の周囲を緑化、あるいは遮へいするといったことも必要ではないか。

事務局 : 面積規模については、県下全域の 3,000 m²よりも、小さな部分でも配慮をしていただきたいという中で、田辺市の開発指導要綱の届出対象規模を準用している。

「行為の制限の基準」の国道 311 号沿道の位置・規模、緑化に関する基準は、概略的に記述しており、若干分かりにくい状況であるので、精査させていただきたい。

委員A : バッファゾーン内で色彩の基準を設けていないのは、基準を設けることで現在の慣習等が逆に守られないという事態に陥ることを避けたいという意図でいいのだろうか。

事務局 : その通りである。

委員D : 特定景観形成地域の大部分を占める山林の部分に関する考え方をもう少し述べて欲しい。今後山林でどのような景観の変化が想定されるのか、それに対してどのような考え方があって、今回の基準となっているのか。

事務局 : 地域森林計画の対象として担保されており、基本的には山林として管理されていくこととなるが、山林以外の利用が発生した場合は本計画の中で対応を図りたい。開発等の規模に関しても 2,000 m²が適当であると考えている。

委員D : 全域では、10,000 m²超の開発行為等に関しては緑化に関する基準があるのに、特定景観形成地域内の 2,000 m²~10,000 m²の開発行為等については、緑化の基準が適用されない、抜けがあるのではないか。齟齬が無いかを再度チェック頂きたい。

委員F : 地元市町村の理解はどれぐらいあるのだろうか。運用に際して、届出先はどのようにしていこうとしているのか。規模等の要件を確定させるために何か資格を持った人が必要なのではないか。

事務局 : 今回説明会を実施したが、それでもって全て理解されているとは思わないし、一度説明だけで終わるつもりはなく、今後も引き続き説明の場は設けていく。

届出の窓口については、届出者の負担を考えると市町村でということになると思うが、詳細は決まっておらず、今後の検討としたい。

資格については、この申請のためだけに何か資格を必要とすることはない。

ただ、図面作成や建築行為等においてそれぞれ法にのっとった資格が必要である。

委員F : 運用については、できるだけうまくいくようにフォローして欲しい。

委員A : 市町村への届出では、クオリティが保てるのかという問題もあると思う。

事務局 : 当面は判断については県（本庁）で行うということになると思う。

委員F : 適当でない届出がきた際に、誰が協議するのか。

事務局 : 詳細は今後の検討だが、当面は県（本庁）が行う。できるだけ地元の負担の少ない形で行いたい。

委員G : 景観重要建造物・樹木の指定の3要件については、全てなのか、どれか1つなのか。

特定景観形成地域の行為の制限については、バッファゾーンであり、国道311号沿道でもあるところがある。そこはどのようにするのか。

事務局 : 指定要件については、3つめは必須要件であると考えてるので、そのように表記を修正したい。

特定景観形成地域の行為の制限については、バッファゾーンを優先すると考える。

委員A : そのあたりは表現を変更し、分かりやすいものとしてください。

委員D : 特定景観形成地域の旧熊野川町のあたりだけ、なぜ熊野川から見た形になっているのか。古道から見える尾根線までを範囲とすべきではないのか。

古道が木々に覆われているからといって、はたして本当に外していいのか。区域外となっているところにも森林など守るべき景観の対象はあるはずだし、一体で景観を形成するということであれば、バッファゾーンの外も範囲に含める必要があるのではないか。

事務局 : 区域の範囲は、全てが尾根線ではなく、南側の部分は川によるところである。区域については、再検討する。

委員H : 伏拝は、北は果無山脈から、南をかなりの部分が見える眺望点である。また熊野川の景観についても、熊野川を見渡せるポイントがある。これらを大切にしていかなければならない。

委員A : 計画の前段部分として、なぜ景観に取り組んでいくのかといった部分で、熊野古道の良さなどを示した冊子のようなものが必要かもしれない。

先ほどの特定景観形成地域の区域については、那智勝浦町側でも同じことが起きている。こちらもいずれ海側の景観を検討するというところで、一定のところを線をはかざるを得ない状況だろう。このあたりは再度事務局で検討してください。

委員I : 計画の中にも、なぜ眺望点の設定を行ったか。どうして大事なのかといった部分についても、盛り込んでおく必要があると思う。

- 委員E : 計画の中で、眺望点や視点場といった文言が統一されていないので整理する必要があると思う。
- 委員A : 眺望点は今回 14 ほど設定しているが、これだけで良いのか、という指摘も予想される。
- 委員D : 代表的な眺望点として 14 を設定し、そこからの可視領域を元に範囲を決定した。実際の景観形成の際にはこれらを含んだ熊野古道からの眺望を大切にしてほしい、という 2 段階の説明をされた方が良い。分かりやすく伝える工夫を。
- 委員E : 「良好な景観の形成に関する方針」の「保全する」「創生する」「醸成する」などの言葉の使い方についても整理する必要があると思う。特に「保全する」は現状のままとする意味ではないことは明らかだが、使い方に幅があるようだ。
- 委員J : 「良好な景観の形成に関する方針」の「目に見える景観の・・・」については、文言を整理する必要があると思う。また学習等については、項目を新たに立てる必要があるかもしれない。
- 事務局 : 検討させていただく。
- 委員D : 河川管理者との協議はなされているのか。協議の対象として公共施設を位置づけるかどうか。ガイドラインを作成していくということもあるが、景観重要公共施設とするということも検討する必要があると思う。そのあたりの検討状況を教えてほしい。
- また、現在多種多様な規制が入り乱れている状況にあり、地元でも大変混乱されていると思う。この地域でどのように景観形成を図っていくのか、分かりやすいテーマで整理していく必要性を指摘したい。また、運用面でも分かりやすい形にしていくことが必要だ。
- 事務局 : 景観重要公共施設は必要となれば検討したいと考えているが、現在は想定していない。河川管理者との協議はしていない。
- 委員A : 国道 311 号は、景観重要公共施設とすることは必要かもしれない。ぜひ努力して頂きたい。法規制の状況は、住民に向けてもきちんと整理し、知らせていく必要があると思う。
- 委員K : 「行為の制限の基準」の色彩で「社会通念上使用が認められている場合は、この限りでない。」については、「使用が認められている」ではなく、「使用されている」の方がよいのではないか。あと敷き際の緑化については、敷地も小規模のものが多いため、高木などは厳しいなのではないか。
- 事務局 : 「社会通念上・・・」については、鳥居などを想定して「使用が認められている」としている。緑化については、努力義務といった意味合いで書いている。

- 委員A : 参考資料でみると、高木は厳しいかもしれないので、少し表現を丁寧にする必要があると思う。
- 委員B : 屋外広告物については、屋外広告物条例でおこなっていくということではないのか。
- 事務局 : その通りである。
- 委員H : バッファゾーンに適用されている現在の市町条例、自然公園法、今回の景観法と 3 つの重なりはうまく整理する必要がある。特に県立自然公園の指定については、自然公園という名目で開発・利用していくというニュアンスがあるのではないかと、結果として景観をないがしろにしてしまうのではないかと危惧している。県の内部で調整をお願いしたい。
- 事務局 : 調整、連携していきたいと思う。
- 委員A : 最終的には参考資料で使われている写真なども掲載した形でビジュアルにも分かりやすい計画としていただければと思う。